

## 法令の調べ方（参考資料）

### 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 調査対象としての「法令」—法令の定義と形式 ..... | 2  |
| 1.1. 「法令」とは .....              | 2  |
| 1.2. 法令を特定するには（法令の単位） .....    | 2  |
| 1.3. 法令の形式（種類） .....           | 2  |
| 2. 法令の沿革—『官報』と『日本法令索引』 .....   | 4  |
| 2.1. 法律の制定 .....               | 4  |
| 2.1.1. 「法律ができるまで」 .....        | 4  |
| 2.1.2. 法律案の審議・成立 .....         | 4  |
| 2.2. 法令の公布・施行 .....            | 4  |
| 2.3. 『官報』と『法令全書』 .....         | 5  |
| 2.4. 法令の沿革 .....               | 7  |
| 2.5. 『日本法令索引』 .....            | 8  |
| 2.6. 日本法令索引：主な法令等本文リンク先 .....  | 9  |
| 3. 主要情報源の法令等の収録状況 .....        | 10 |

## 1. 調査対象としての「法令」—法令の定義と形式

### 1.1. 「法令」とは

一般に「法令」とは、「国会が制定する「法律」+国の行政機関が制定する「命令」」を指し<sup>1</sup>、憲法、条約、法律、政令、府省令、規則を「法令」と称することが多い。これに、司法機関及び立法機関が定める規則や、地方公共団体が定める条例及び規則を含め、広義に「法令」と呼ぶ場合もある。

法令調査の際は対象を広く採る必要があるため、本資料では、『官報』及び各種公報、法令集に掲載される法形式を『法令』とする（→1.3.①-⑮）。

### 1.2. 法令を特定するには（法令の単位）

法令は、その「題名」によっては必ずしも特定されない。通常は「通称」が用いられ<sup>2</sup>、複数の通称を有することもある。題名が同一の法令は多くあり<sup>3</sup>、また、題名が変更される場合も少なくない<sup>4</sup>。

法律のみ、正式名称で法令の「形式（種類）」が判別できるが<sup>5</sup>、他の法令では正式名称からはこれを判別しにくい場合がある<sup>6</sup>。

法令は、「法令番号」によって識別・特定される（公布年+立法形式+番号）。法令番号は、法令の種類・制定権者の別に、和暦の暦年ごとに第 1 号から法令に付与される。通達・通知については決まった形式は無いが、一般には 起案局課の記号+番号（文書番号）が付与される（→1.3.⑪⑫）。

### 1.3. 法令の形式（種類）

以下、法令の形式（種類）ごとに制定権者、根拠規定を示す（二重下線は憲法に定めがある）。大別すると以下のようになる。

③-⑨ 国が制定する法律と命令。『官報』に掲載される。

⑩-⑫ 国が制定する形式。⑩は『官報』掲載。⑪⑫は訓令の一部を除き『官報』非掲載<sup>7</sup>。

⑬-⑮ 普通地方公共団体が制定する形式。自治体により公示方法は異なる<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 地方公共団体が制定する条例や最高裁判所規則等を含めることもある。また告示・訓令・通達・通知は、実質的に社会規範として機能するものも多い。『法律学小辞典』（第 4 版補訂版、有斐閣、2008.10）など。

<sup>2</sup> 例えば、「裁判員法」の正式名称は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成 16 年法律第 63 号）。

<sup>3</sup> 例えば、「地方自治法の一部を改正する法律」という同一の名称をもつ法律は、36 ある（昭和 22 年法律第 169 号から平成 26 年法律第 42 号まで）。

<sup>4</sup> 例えば、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成 17 年法律第 50 号）は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正された（平成 18 年法律第 58 号による）。

<sup>5</sup> 末尾が「～法」「～に関する法律」。ただし、明治期には、題名がない法律、題名では判別できない法律がある（例えば、「市制」明治 21 年法律第 1 号）。

<sup>6</sup> 例えば「…規則」という名称の政令、府省令等がある。また「…基準」も形式は様々である。

<sup>7</sup> 官報掲載項目の変遷により「法律施行通知」が『官報』に一時掲載されていたことがある。昭和 31（1956）年 1 月から昭和 35（1960）年 8 月まで。

<sup>8</sup> 条例に定めがある。都道府県など大きな自治体では、各自治体が発行する公報に掲載される。

- ① **憲法**...国の最高法規（憲法 98 条 1 項）。特別の手續により改正（憲法 96 条 1 項）。
- ② **条約**...内閣が締結し、国会が承認する（憲法 61 条、73 条 3 号）。  
※行政取極（ぎょうせいとりきめ）は外務省告示として『官報』に掲載。  
ex. 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）
- ③ **法律**...国会が制定する（憲法 59 条、95 条）。  
ex. 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ④ **政令**...内閣が制定する（憲法 73 条 6 号）。  
ex. 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成 20 年政令第 3 号）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）
- ⑤ **内閣官房令**...内閣総理大臣が制定する（内閣法 26 条 3 項）。  
ex. 幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令（平成 26 年内閣官房令第 1 号）
- ⑥ **府令・復興庁令・省令**...内閣府令及び復興庁令は内閣総理大臣が制定する（内閣府設置法 7 条 3 項、復興庁設置法 7 条 3 項）。各省令は各省大臣が制定する（国家行政組織法 12 条 1 項）。2 以上の主任大臣がいるとき、共同省令を制定する。  
ex. 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）、経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省、経済産業省令第 1 号）
- ⑦ **規則**（その他の行政機関の命令）
- 外局の規則...委員会、庁の長官が制定する（内閣府設置法 58 条 4 項、国家行政組織法 13 条 1 項）。  
ex. 公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 1 号）
  - 独立機関の規則...会計検査院、人事院が制定する（会計検査院法 38 条、国家公務員法 16 条 1 項）。  
ex. 会計検査院審査規則（平成 18 年会計検査院規則第 6 号）
- ⑧ **議院規則**（立法機関の命令）...国会の各院が制定する（憲法 58 条 2 項）。  
ex. 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決（昭和 22 年 6 月 28 日官報））、参議院憲法審査会規程（平成 23 年 5 月 18 日議決（平成 23 年 5 月 20 日官報））
- ⑨ **最高裁判所規則**（司法機関の命令）...最高裁判所が制定する（憲法 77 条 1 項）。  
ex. 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成 19 年最高裁判所規則第 7 号）
- ⑩ **告示**...大臣、委員会、庁の長官が決定事項等を国民に公示する形式（内閣法 26 条 5 項、国家行政組織法 14 条 1 項）。  
ex. 幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）
- ⑪ **訓令・通達**...上級行政機関が下級行政機関および職員に対し、その所掌事務について権限の行使を命令又は示達する形式（内閣法 26 条 6 項、国家行政組織法 14 条 2 項）。  
ex. 保護司の証票及び記章に関する訓令（平成 20 年法務省訓令第 3 号）、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に係る管理者対策の徹底について（通達）（平成 26 年 1 月 10 日丙備企発第 4 号）
- ⑫ **通知**...特定人又は不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為。行政庁による通知の法令上の効果は、行政庁の意思に基づくのではなく、法律の定めるところによる。  
ex. 「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」の送付について（平成 4 年 6 月 17 日文生学第 182 号 各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知）、「住宅地等における農業使用について」（平成 25 年 4 月 26 日 25 消安第 175 号 都道府県知事あて 農林水産省消費・安全局長通知）
- ⑬ **条例**...普通地方公共団体の議会が、憲法上の自治権に基づいて制定する（憲法 94 条、地方自治法 14 条 1 項・96 条 1 項 1 号）。

- ⑭ 地方公共団体の規則...普通地方公共団体の長が制定する（地方自治法 15 条 1 項）。
- ⑮ 地方公共団体の規則以外の地方公共団体の機関の定める規則・規程...長以外の委員会が制定する（地方自治法 138 条の 4 第 2 項）。

## 2. 法令の沿革—『官報』と『日本法令索引』

### 2.1. 法律の制定

#### 2.1.1. 「法律ができるまで」

以下、法律制定までの経緯に関するリンク先を参照。

- 衆議院「法律案審議の流れ（衆議院先議の場合）」  
[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/kokkai/kokkai\\_gian2.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/kokkai_gian2.htm)
- 参議院「法律ができるまで」<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/houritu.html>
- 内閣法制局「法律ができるまで」<http://www.clb.go.jp/law/index.html>

#### 2.1.2 法律案の審議・成立

法律案は、提出者により衆法・参法・閣法の 3 種に分けられる。

- 衆法...衆議院議員が提出する法律案
- 参法...参議院議員が提出する法律案
- 閣法...内閣が提出する法律案

法律案には、回次ごと、提出者ごとに提出順の番号（提出番号）が第 1 号から付けられる。  
(ex. 第 159 回国会 閣法第 67 号 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案)

以下、議案・審議状況に関するリンク先を参照。

- 衆議院（第 142 回国会以降の法律案の審議経過及び提出時の本文、修正案）  
[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm)
- 衆議院法制局（第 180 回国会以降の衆法の本文、概要、要綱、新旧対照表）  
[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou.html](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou.html)
- 参議院法制局（第 1 回国会以降の参法の本文）  
<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhou-info/index.htm>
- 内閣法制局（最近の閣法、提出条約の一覧及び提出理由）  
<http://www.clb.go.jp/contents/index.html>
- e-Gov「国会提出法案」（各省庁の所管法案ページへのリンク集）  
<http://www.e-gov.go.jp/link/bill.html>
- 国会会議録検索システム（第 1 回国会からの国会会議録情報）  
<http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 帝国議会議録検索システム（帝国議会全会期の速記録）  
<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

## 2.2. 法令の公布・施行

国会での可決後（又は制定権者による制定後）、法令が現実に拘束力を持つためには、公布と施行が必要である。法令は社会生活上の権利・義務を規定するものであるため、施行以前に公布される必要がある。

成立した法令は『官報』で公布され<sup>9</sup>、その掲載日が公布日となる。このとき、公布順に法令番号が付けられる。法令は公布の後、施行されて初めて効力を持つ<sup>10</sup>。また、複数の施行日を持つ法令もある。

- **公布**：成立した法令を公表して人が知り得る状態におくこと。法令が現実に拘束力を生ずるためには、一般に公布の要件を満たすことが必要とされる。
  - 公布権者：憲法改正、法律、条約、政令は天皇（天皇の国事行為。憲法 7 条 1 号）。内閣府令、省令、規則は制定権者。
  - 公布時期：法律は、天皇への奏上後 30 日以内に公布（国会法 65 条 1 項、66 条）。実際には成立後 1 週間程度で公布される。
- **施行**：法令の効力を実際に生じさせること。通常、施行期日はその法令の附則に定められている。規定がない場合、法律は公布から 20 日経過した日から施行される（法の適用に関する通則法 2 条）。
  - \* 施行期日の定めの種類：①公布日に即日施行。②公布日から一定期間後、又は特定年月日に施行。③施行期日を特定事象の発生に関わらせる。④施行期日を下位法令に委任。

## 2.3. 『官報』と『法令全書』

『官報』と『法令全書』は、国の法令の公式典拠であり、制定順法令集と言える。一般の法令集は官報掲載の法令を編集したものである。なお、日本には公式の現行法令集は存在しない。

### 『官報』

国立印刷局発行。1883（明治 16）年 7 月 2 日創刊。法令の公布等を、政府が一般国民に知らせるための日刊の機関紙。原則として、行政機関の休日を除き毎日発行される。掲載事項は法令に定めがある<sup>11</sup>。

創刊から 1952（昭和 27）年 4 月 30 日までの『官報』は、「国立国会図書館デジタルコレクション（官報）」（<http://dl.ndl.go.jp/>）で画像が公開されている。

※衆議院規則・参議院規則は国会事項欄に掲載される。

※訓令は一部しか掲載されない。 ※通達・通知は掲載されない。

以下、『官報』に関するリンク先を参照。

- 国立印刷局「官報とは」（公告の内容、官報関係略年表等）  
[http://kanpou.npb.go.jp/html/about\\_kanpou.html](http://kanpou.npb.go.jp/html/about_kanpou.html)
- 全国官報販売協同組合「官報とは」（官報の歴史、内容、編集発行の流れ等）  
<http://www.gov-book.or.jp/kanpou/about/>

<sup>9</sup> 法令の公布方法については、公式令（明治 40 年勅令第 6 号）の廃止後明文の規定を欠いているが、一般に官報、公報等に掲載して行う慣例となっている（昭和 32 年 12 月 28 日最大判昭和 30 年（レ）第 3 号刑集 11 巻 14 号 3461 頁）。

<sup>10</sup> 公布から施行までに一定の周知期間を設け、その期間に準備を行うことが望ましいとされている。緊急を要する場合や弊害がない場合には、公布と同時に施行される。

<sup>11</sup> 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号）。

【官報の種類と発行状況等】

| 種類          | 発行状況           | 内容               | その他                       |
|-------------|----------------|------------------|---------------------------|
| 本紙          | 平日の毎日          | (次表)             | 本紙は改元以来の通号が付与             |
| 号外          | 本紙が 32 頁を超える場合 |                  | 号外は暦年で番号が付与               |
| 政府調達<br>公告版 | ほぼ毎日           | 政府調達の入札、<br>落札情報 | S56～H6.5：本紙、号外の公告欄に<br>掲載 |

【官報本紙・号外の掲載内容】

|    |                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法令 | 憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、省令、規則、庁令、訓令、告示                                                                                                            |
| 広報 | 国会事項、人事異動、叙位、叙勲、褒章、皇室事項、官庁報告（国家試験、公聴会、地価公示等）及び資料（閣議決定事項、国際収支状況等）                                                                                      |
| 公告 | 各省庁の公告（押収物還付、建設業の許可の取消処分等）、WTO に基づく政府調達、特殊法人の公告（独立行政法人財務諸表、各高速道路株式会社工事完了・工事開始等）、地方公共団体の公告（公債抽選、公債償還、行旅死亡人等）、裁判所の公告（除権判決、破産、会社更生関係等）、会社の公告（合併公告、決算公告等） |

【官報の目録・索引】

| 種類          | 名称                     | 内容                                                                                                                               |
|-------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙媒体         | 目録（官報付録）               | 月刊。M20～S48.10 の間を除き、法令のみの目録                                                                                                      |
|             | 『官報目次総覧』               | 全 24 巻。月目録を再録したもの（収録範囲：M16～S62）。項目別索引あり                                                                                          |
|             | 『官報総索引』                | 収録範囲：S63 年～ 年刊。<br>省庁別・内容別（法令以外もあり）。事項索引あり                                                                                       |
| インター<br>ネット | 全国官報販売協同組<br>合「官報目次検索」 | H8.6.3 以降の目次が検索可能<br><a href="http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/">http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/</a> |

【インターネット上の『官報』】

| 収録範囲                                          | 名称                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創刊～S27.4.30                                   | 「国立国会図書館デジタルコレクション（官報）」〔目次項目検索可〕<br><a href="http://dl.ndl.go.jp/">http://dl.ndl.go.jp/</a>                           |
| S22.5.3～当日                                    | 「国立印刷局官報情報検索サービス」〔有料・本文検索可〕<br><a href="https://search.npb.go.jp/">https://search.npb.go.jp/</a>                      |
| 直近 30 日間全て＋<br>H15.7.15～法律・政令<br>H28.4.1～政府調達 | 「国立印刷局インターネット版官報」〔検索機能なし〕<br><a href="http://kanpou.npb.go.jp/">http://kanpou.npb.go.jp/</a>                          |
| H23.3.28～目次<br>＋法律・政令                         | 首相官邸＞資料集＞官報<br><a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/index.html</a>  |
| 政府調達公告版                                       | 「JETRO 政府公共調達データベース」<br><a href="http://www.jetro.go.jp/gov_procurement/">http://www.jetro.go.jp/gov_procurement/</a> |

## 『法令全書』

国立印刷局発行。明治 18 年創刊。月刊の制定順法令集。『官報』の法令部分（告示以上）をまとめたもの。『官報』の法令以外の部分は収録されていない。

- 収録範囲：慶応 3（1867）年 10 月～ ※創刊前の法令は遡及編集されている。  
憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、省令、規則、議院規則、最高裁判所規則、庁令、訓令、告示 ※立法形式、制定主体別に構成。
- 目録：年間目録あり。当該年の制定法令索引として使うことができる。
- 明治期の『法令全書』は「国立国会図書館デジタルコレクション」（<http://dl.ndl.go.jp/>）で公開。（タイトル：法令全書、著者・編者：内閣官報局 で検索するとよい。）

## 2.4. 法令の沿革

改正法令、廃止法令は、新規制定法令と同様に『官報』に掲載される。ただし、『官報』に掲載される一部改正は、「改め文」の形である<sup>12</sup>。

一般の法令集では、改正法令・廃止法令は改正・廃止する先の法令に溶け込んでしまい、法令の改正履歴と附則にのみ残ることになる。

|      |                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規制定 | 従来何もなかった分野に新たに法令を制定すること                                                                                                              |
| 一部改正 | 既にある法令の一部を改めること<br>改正内容は、その法令に「溶け込む」                                                                                                 |
| 全部改正 | 既にある法令の内容を全面的に改めること<br>法令が定めている制度の基本を維持しながらその内容を全面的に改める<br>ex. 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号は明治 32 年法律第 39 号の全部改正）                            |
| 廃止   | 廃止法令により、法令の効力を消滅させること<br>※他に、有効期限の経過に伴う失効、実効性の喪失など                                                                                   |
| 廃止制定 | 既にある法令を廃止すると同時にこれに代わる新しい法令を制定すること<br>※一般的に、既存の制度と新しい制度とが質的に変更され、継続性が弱い場合。<br>ex. 外務省設置法（昭和 26 年法律第 238 号）<br>外務省設置法（平成 11 年法律第 94 号） |

これら法令の制定、改正、廃止等の履歴を、改正経過、改廃沿革等という。ある法令がいつ制定され、いつ改正、廃止、失効したかという情報は、法令を調べる上で重要である。

沿革情報は、一般の法令集では各法令の題名・法令番号の後に掲載されている。条文毎の改正履歴が掲載されている法令集もある（現行総合法令集など）。

法令の沿革情報は、『日本法令索引』で確認することができる。

<sup>12</sup> 「一部改正は、『改める』だけではなく、『削る』、『加える』ことによっても行われます」、「『改め文』による一部改正方式は、『溶け込み方式』とも呼ばれ、一部改正法の規定が元の法律の規定に溶け込むことによって初めて新しい規範としての意味を持つことになるので、元の法律と対照して読まない限り改正の内容を正確に理解することはできません」内藤要「法律のラウンジ（50）」『立法と調査』参議院事務局（2003.7）p.49.（参議院法制局〈法制執務コラム集〉<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column050.htm> にも収録。）

## 2.5. 『日本法令索引』

国立国会図書館法第 8 条の定めにより、国立国会図書館が作成することとされている。

### 「日本法令索引」 (<http://hourei.ndl.go.jp/>)

- 法令の索引情報 \*を収録し、制定・改廃の経過を一覧することができる。条文本文は収録していない。

\*索引情報：法令名（通称から検索可）、公布年月日、成立回次、発令機関、分類（現行法令検索のみ）、廃止年月日（廃止法令検索のみ）、法令番号。

- 収録範囲：公文式（明治 19 年 2 月 26 日勅令第 1 号）<sup>13</sup> 施行後の法令（規則以上）。
- 更新頻度：約 3 か月。
- 検索機能は次表の①～⑥。
- 「国会会議録検索システム」 (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) と連携しており、法律案と条約承認案件について国会会議録に収録された審議経過を参照できる。
- 「総務省法令データ提供システム」、「衆議院制定法律」、「法務省日本法令外国語訳データベースシステム」等とのリンクを提供している<sup>14</sup>。
- 法律の通称からの検索が可能。

| 検索区分        | ①現行法令                    | ②廃止法令        | ③制定法令                            | ④横断検索                                              |  |
|-------------|--------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------------------------|--|
| 特徴          | 現行の法令を検索<br>(分類からの検索が可能) | 廃止・失効した法令を検索 | 収録期間中に制定された法令（一部改正法、廃止法等も含む※）を検索 | [1]①と②の横断検索<br>(法律、政令、勅令)<br>[2]法律案、現行法律、廃止法律を横断検索 |  |
| 憲法・法律       | ○                        | ○            | ○                                | ○                                                  |  |
| 条約          |                          | ×            |                                  | ×                                                  |  |
| 政令          |                          | ○            |                                  | ○                                                  |  |
| 勅令          |                          | ×            |                                  | ×                                                  |  |
| 府省令         |                          |              |                                  |                                                    |  |
| その他の行政機関の命令 |                          |              |                                  |                                                    |  |
| 立法機関の命令     |                          |              |                                  |                                                    |  |
| 司法機関の命令     |                          |              |                                  |                                                    |  |
| その他※※       |                          | ○            |                                  |                                                    |  |

一部の告示・訓令も検索可能。（平成 16 年 8 月 1 日以降制定か当時有効だったもの）

※法律・政令・勅令は全て採録。省令・規則は平成 13 年以降に制定されたもののみ。

※※旧憲法下での勅令、閣令など。

⑤法律案：帝国議会・国会に提出された法律案を検索：第 1 回帝国議会（明治 23 年 11 月）～

⑥条約承認案件：国会に提出された条約承認案件を検索：第 1 回国会～

<sup>13</sup> 公文式（明治 19 年 2 月 26 日勅令第 1 号）。法律・命令の起草、裁可、公布の手続、施行時期などについての勅令。公文式により、それまでの太政官期の法令の形式は一変され、現代につながる形式が定められた。

<sup>14</sup> 「日本法令索引が新しくなりました」『国立国会図書館月報』590 号（2010.5）pp.32-34。  
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050781\\_po\\_geppo1005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050781_po_geppo1005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

「日本法令索引〔明治前期編〕」 (<http://dajokan.ndl.go.jp/>)

- 1867（慶応 3）年 10 月の大政奉還から 1886（明治 19）年 2 月の公文式制定までの法令を対象とし、その法令沿革情報のほか、出典資料情報等を収録している。
- 『法令全書』を基本資料とし、『法令全書』に採録されていない法令はその他の資料から補っている。
- 出典資料が「国立国会図書館デジタルコレクション」 (<http://dl.ndl.go.jp/>) 又は「国立公文書館デジタルアーカイブ」 (<http://www.digital.archives.go.jp/>) に収録されている場合、リンクにより法令本文を参照することができる。
- 「官制沿革表」（各官院省使、部局課の設置・廃止等の沿革表）、「出典資料解題」（法令の採録に使用した資料の解題）などの掲載あり。

2.6. 日本法令索引：主な法令等本文リンク先

| 法令種別 \ 検索区分 | 制定時 |     |      |        |      | 現行 |
|-------------|-----|-----|------|--------|------|----|
|             |     | T1～ | S22～ | S27.5～ | S49～ |    |
| 憲法・法律       | ②④⑤ | ②⑤  | ②③⑤  | ②③     | ③    | ①  |
| 制令・勅令       | ②④⑤ | ②⑤  | ②⑤   | ②      |      |    |
| 府省令         | ④⑤  | ⑤   | ⑤    |        |      |    |
| その他の行政機関の命令 |     |     | ⑤*   |        |      |    |
| 立法機関の命令     |     |     | ⑤*   |        |      | ⑦  |
| 司法機関の命令     |     |     | ⑤*   |        |      | ⑧  |
| 条約          | ②④⑤ | ②⑤  | ②⑤   | ②      |      | ⑥  |

\*リンク先一部なし

- ① 現行の省令・規則以上の法令
  - 「総務省法令データ提供システム」 <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
- ② 明治 19 年から昭和 48 年までに公布された憲法・法律・勅令・政令・条約の「御署名原本」
  - 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 <http://www.digital.archives.go.jp/index.html>
- ③ 第 1 回国会以降に制定された法律の条文
  - 「衆議院制定法律」 [http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/menu.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/housei/menu.htm)
- ④ 明治期の『法令全書』収載法令の条文
  - 「国立国会図書館デジタルコレクション」 <http://dl.ndl.go.jp/>
- ⑤ 明治 16 年 7 月の創刊から昭和 27 年 4 月分までの『官報』収載法令の条文
  - 「国立国会図書館デジタルコレクション（官報）」 <http://dl.ndl.go.jp/>
- ⑥ 国会で承認された条約の条文
  - 外務省「条約データ検索」 <http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>  
 → 現行の国会承認条約等の条文
  - 外務省「条約」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/>  
 → 第 154 回国会以降の国会に提出された条約の条文および関連資料
- ⑦ 主要な立法機関の命令
  - 衆議院「国会関係法規」 [http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-rules.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-rules.htm)
  - 参議院「参議院関係法規等」 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/houki/kisoku.html>
  - 国立国会図書館「関係法規」 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html>

- ⑧ 主要な司法機関の命令（最高裁判所規則）  
 ➤ 裁判所「規則集」 <http://www.courts.go.jp/kisokusyu/>
- ⑨ 日本法令の英訳条文  
 ➤ 「法務省日本法令外国語訳データベースシステム」 <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>
- ⑩ 第 142 回国会（平成 10 年 1 月開会）以降に提出された法律案の本文情報  
 ➤ 衆議院「議案」 [http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm)
- ⑪ 第 1 回国会以降に提出された参議院議員提出法律案の本文情報  
 ➤ 参議院法制局「参議院議員提出法律案情報」 <http://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhou-info/index.htm>

### 3. 主要情報源の法令等の収録状況

|                 | 日本<br>法令索引 | 官報・<br>法令全書 | 法令データ<br>提供システム | 諸機関<br>HP | D1-Law<br>現行法規<br>履歴検索 | 現行総合<br>法令集 | 主題別<br>法令集 |  |  |  |
|-----------------|------------|-------------|-----------------|-----------|------------------------|-------------|------------|--|--|--|
| 公布～収録<br>までの期間  | 3 か月       | なし(官報)      | 1 か月            |           | 1 か月                   | 数か月         | 様々         |  |  |  |
| 憲法              | ○          | ○           | ○               | ×         | ○                      | ○           | 様々         |  |  |  |
| 条約              |            |             | ×               | △         |                        |             |            |  |  |  |
| 法律              |            |             | ○               | ○         |                        |             |            |  |  |  |
| 政令              |            |             |                 |           |                        |             |            |  |  |  |
| 内閣官房令           |            |             |                 |           |                        |             |            |  |  |  |
| 府令              |            |             |                 |           |                        |             |            |  |  |  |
| 省令              |            |             |                 |           |                        |             |            |  |  |  |
| 規則（外局、<br>独立機関） |            |             | ×               | △         |                        |             |            |  |  |  |
| 規則（議院、<br>裁判所）  |            |             |                 |           |                        |             |            |  |  |  |
| 告示              | △          | △           |                 |           | △                      | △           |            |  |  |  |
| 訓令              |            |             |                 |           | △                      | △           |            |  |  |  |
| 通知・通達           | ×          | ×           |                 | ×         | ×                      |             |            |  |  |  |

（○：すべて収録 △：一部収録 ×：収録なし） \* 日本法令索引は、条文を収録しない。